

別記様式第六(第十三条関係)

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第16条第2項の規定による処分に係る各筆各権利別清算金明細

権利者 の住所 及び氏 名	従 前 の 土 地							換 地 処 分 後 の 土 地							清算金、仮清 算金及び清 算金精算額		供託すべ き金額	
	市区町 村及び 町又は 字	地番	地目	地積	所有権以外の権利 又は処分の制限				権利 価額	街区 番号	市区町 村及び 町又は 字	地番	地目	地積	共有 持分	権利 価額		
					種別	部分	符号	地積										

備 考

- 「権利者の住所及び氏名」欄には、権利者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 従前の土地に係る「市区町村及び町又は字」、「地番」、「地目」及び「地積」の各欄は、登記簿に登記された表示により記載すること。この場合において、「地積」欄には、登記簿に登記された地積が換地を定めるときの基準となる従前の地積(以下「基準地積」という。)と異なるときは、当該基準地積を併記すること。
- 従前の土地について存する所有権以外の権利又は処分の制限に係る「種別」、「部分」、「符号」及び「地積」の各欄には、既登記のもの及び申告又は届出があつたものについて、該当事項を記載すること。この場合において、「種別」欄には、既登記のものについては、その登記簿に登記された順位番号を冠記し、「地積」欄には、登記又は申告若しくは届出に係る地積が基準地積と異なるときは、当該基準地積を併記すること。
- 従前の土地に係る「権利価額」欄には、土地又は先取特権、質権、抵当権若しくは処分の制限の存する土地の部分の価額を記載すること。
- 「街区番号」欄には、換地図に記載された街区番号を記載すること。
- 電子計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を適宜組み替え、又は新たに欄を設けることができるものとすること。